

議第198号 令和7年度京都市公共下水道事業
特別会計補正予算

補正予算に関する説明書

令和7年度京都市公共下水道事業特別会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	補正予定額	備 考
1 公共下水道事業収益	1 事業収益		千円 33,000	一般会計雨水処理負担金等
			33,000	
		2 他会計負担金	33,000	

支 出

款	項	目	補正予定額	備 考
1 公共下水道事業費用	1 事業費用		千円 174,000	職員の給料等
			174,000	
		1 下水道維持費	20,481	
		2 下水処理費	52,605	
		3 業務費	3,940	
		4 水洗便所普及対策費	1,575	
		5 総係費	95,399	

2 公共下水道

資 本 的 支 出

支 出

款	項	目	補正予定額	備 考
1 公共下水道事業資本的支出			千円 42,000	
	1 建設改良費		42,000	職員の給料等
		1 建設改良費	42,000	

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費			法 定 福 利 費	合 計
	特別職	一般職	給 料	手 当	計		
補 正 後	人 —	人 512	千円 2,134,969	千円 1,985,067	千円 4,120,036	千円 816,426	千円 4,936,462
補 正 前	—	512	2,071,969	1,841,735	3,913,704	806,758	4,720,462
比 較	—	0	63,000	143,332	206,332	9,668	216,000

注1 会計年度任用職員を含む。

2 給与費の手当及び法定福利費については、賞与引当金繰入額を含む。

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	超過勤務 手 当	特殊勤務 手 当	期末手当	通勤手当	住居手当
	補 正 後	千円 56,355	千円 219,577	千円 231,860	千円 31,115	千円 982,485	千円 69,025	千円 35,364
	補 正 前	56,355	213,337	225,248	31,115	933,005	69,025	35,364
	比 較	0	6,240	6,612	0	49,480	0	0

手 当 の 内 訳	区 分	退 職 給 付 費	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	休日勤務 手 当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	千円 292,492	千円 30,814	千円 419	千円 6,809	千円 28,752
	補 正 前	211,492	30,814	419	6,809	28,752
	比 較	81,000	0	0	0	0

注1 期末手当については、賞与引当金繰入額を含む。

2 退職給付費は、退職給付引当金繰入額及び雨水処理に要する経費として、一般会計が負担する退職手当の合計額である。

4 公共下水道

一般職職員1人当たり給与費の状況

区 分	1 人 当 た り 給 与 費
補 正 後	7,618 千円
補 正 前	7,398

注 会計年度任用職員を除く。

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増△減額	増 減 事 由 別 内 訳	備 考
給料	千円 62,892	1給与改定に伴う増△減分 2その他の増△減分	給与改定の状況 月例給の引上げ 平均 2.89% (令和7年4月から適用) 期末手当の引上げ 0.05月 (令和7年12月から適用)
手当	143,223	1給与改定に伴う増△減分 2その他の増△減分	

注 特別職を除く。

3 給料及び手当の状況

(1) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢(令和7年10月1日現在)

区 分		事務・技術 〔 上下水道局 〕 企業職給料表	そ の 他 〔 上下水道局 〕 企業職給料表
給 与 改 定 後	平 均 給 料 月 額	円 360,214	円 351,004
	平 均 給 与 月 額	円 452,277	円 530,971
	平 均 年 齢	歳 44	歳 50
給 与 改 定 前	平 均 給 料 月 額	円 349,413	円 340,479
	平 均 給 与 月 額	円 439,617	円 516,321
	平 均 年 齢	歳 44	歳 50

(2) 期末手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置	備 考
	6 月	12 月			
給 与 改 定 後	2.30 ^{月分}	2.35 ^{月分}	4.65 ^{月分}	有	
給 与 改 定 前	2.30	2.30	4.60	有	
一般会計の制度	2.30	2.35	4.65	有	勤勉手当を含む。

注1 特別職、再任用職員及び会計年度任用職員を除く。

2 一般会計の制度は、令和7年度給与改定後の支給率等である。